HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 24(4), 301-302
Issue Date	1974-03-26
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16165
Type	bulletin (other)
File Information	24(4)_p301-302.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道大学法学部法学会記事

○昭和四八年一二月一四日（金）午後一時三〇分―同五時

「多国籍企業と世界の発展」

報告者　曽野和明

出席者　二八名

多国籍企業は、形式的には投資先の国の法人格を取得して独立の別会社でありながら、実質は親会社の海外支店として親会社の指揮命令により活動することに、その特徴が認められる。

現在、多国籍企業の投資額の総計は一六五〇億ドルに達するものとみられ、そのうち年商一〇億ドル以上のものが二百社、さらに年商三〇億ドルのものが一〇社にのぼる。世界には年間の国民総生産が三〇億未満の国がなお三〇も存在していることと対比すれば、右の数字がいかに巨大なものであるかを思い知らされる。

このような多国籍企業は、本部における綿密な計画に基き、その巨大な資力を世界的規模で動かし、特許等に守られた高度の技術と優秀な経営陣を駆使して効率的な経営を行ない、種々の資源を有効に活用していく能力をもっている。ところが、多国籍企業が巨大化してくると、本部において中央集権的に立案される経営方針の如何やその変更は直ちに被投資国側の国際収支や労働市場に影響を与え、その国の経済・金融政策の実効性をゆさぶり、国民の経済生活に多大の影響を与える事態も生じることになる。また国際社会においても、多国籍企業は商品需要についてのパターンに影響を与え、価格を支配し、その巨額の資産の運用方法如何によっては国際金融市場を混乱させる可能性のあることを、我々も近時体験したところである。多国籍企業については、今日世界的に関心が高まってきており、国際連合の諸機関も、特に発展途上国開発との関係における多国企業の役割とその活動が国際政治・経済・労働関係に与える影響の調査とその対策の検討を既に開始している。

この報告では、国連刊行物「多国籍企業と世界の開発」（一九七三）に収められた諸資料等を紹介しながら、このような多国籍企業による活動の実態と問題点を、次の諸点すなわち、国家主権侵害・発展途上国への投資のパターン・発展途上国の国際収支事情の慢性的悪化傾向と多国籍企業の活動の関係・国際社会における公正な競争確保・各国独自の関税自主権行使の困難性・子会社単位の労働組合による団体交渉の無力性・価格操作の弊害等に焦点を合わせて検討がなされた。

報告者は、さらに多国籍企業の利益と各主権国家の利益を調和させつつ国際社会における富の公平な分配を如何にして実現させるかの問題にふれ、貿易の健全な発展を志向するガットのような一般的協定が国際投資面においても設けられるならば、優秀な潜

在能力をもつ多国籍企業が、世界の発展と人類の福祉に貢献できる可能性のきわめて大きいことを強調するとともに、他方開発途上国の側においても、長期の展望に基づく社会・経済政策を確立することによって、現地国の政策と調和した多国籍企業の経営計画樹立を容易にすることが必要である旨を力説し、最後に、これまでに提案されたいくつかの解決案を紹介しながら　　不の展望を述べた。

曽野氏の報告は、ともすれば国際的な感覚に　　かちな当法学会に新しい刺戟を与え、若い研究者からも積極的な発言があり、活発な質疑応答がなされた。

次号（第二五巻第一号）予告

論説

ドイツにおける国の無過失責任論　秋山義昭

自動車事故による損害の補償（二・完）　藤岡康宏

資料

THE IMPORTANCE OF COMPARATIVE LAW IN LEGAL EDUCATION　五十嵐清

「ロシア共和国民法典」邦訳 (10)　五十嵐清　佐保雅子

手形法一六条二項にいわゆる「善意」について (2)　林　竦

損害賠償訴訟と立証責任 (5)　池田粂男

研究ノート

法系論再説　五十嵐清